

印西市立保育園における
医療的ケア児受け入れガイドライン

令和6年4月作成
印西市
(令和8年2月改定)

はじめに

平成28年に児童福祉法が改正され、市区町村において医療的ケア児が必要な支援を受けられるよう、各分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に努めることとされました。また、令和3年には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布、施行され、市区町村において医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有することが規定されました。

近年の医療技術の進歩などを背景に、退院後も日常生活において痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする児童(以下「医療的ケア児」という。)がおり、保育園等への一定のニーズを把握していたこと、保護者の社会進出の問題等に課題認識を持っていました。

本ガイドラインは、医療的ケア児を市立保育園で円滑に受け入れるために必要な基本的事項、手続き、保育の実施方法等を示すことで、医療的ケアを必要としない児童とともに安全な保育を実施するために作成したものです。

目次

I. 基本的事項	1
1 市立保育園で実施する医療的ケア	1
2 対象児童	1
3 受け入れ体制及び時間	2
II. 入所までの手続き	2
1 入園相談	2
2 入園申請	2
3 面接の実施	2
4 体験保育の実施	3
6 利用調整等	3
7 内定通知後の書類作成等	3
8 入所前面談	4
III. 西の原保育園での受け入れについて	4
1 医療的ケアの実施者	4
2 医療的ケアの実施体制	4
3 緊急時対応	5
IV. 保護者の了承事項	5
1 保育利用について	5
2 慣らし保育について	6
3 体調管理及び保育の利用中止等	6
4 緊急時及び災害時の対応等	6
5 情報の共有等	7

I. 基本的事項

1 市立保育園で実施する医療的ケア

(1) 医療的ケアの内容

- ①気管切開部の管理
- ②口腔内、鼻腔内または気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ③(断続的)酸素療法
- ④胃ろう、腸ろうまたは経鼻による経管栄養
- ⑤定時の導尿
- ⑥穿刺による血糖測定、インスリン注射

(注) 上記医療的ケアの実施においては、2「対象児童」の要件を満たすこと

(2) 医療的ケアの実施者

医療的ケアについては、看護師が行うものとする。なお、医療的ケアを行う看護師(以下、担当看護師)は、在園児の健康管理を行う看護師とは別に配置するものとする。

2 対象児童

(1) 集団保育を実施する保育園等で、安全に医療的ケア及び、集団保育を実施できると市で判断された児童であること。主治医により集団保育が可能と認められていること。

(2) 家庭での生活において状態が安定していること。

(3) 医療的ケアが日常生活の一部として保護者及び児童に定着していること。
また、その行為によって事故や感染症が起りにくいと主治医に判断されていること。

(4) 児童の病状や医療的ケアに関する情報が保護者と保育園の間で十分に共有でき、必要に応じて主治医から情報を受けることができること。

(5) 児童の体調等異常時の連絡に常に応答でき、保育園の求めに応じ迎えに来る態勢が取れること。

(6) 常時観察がなくても、生命の危険がないこと。

(7) 口腔から摂取する場合に、誤嚥の心配のないこと。

(8) 発達の遅れなどにより医療行為を妨げないこと。

(9) 同年齢のクラスで集団での活動が行えること。

(10) 主治医が保育園での医療行為が必要と認めていること。

(11) 医療器具の破損、故障等の事故が起こっても生命の危険がないこと。

3 受け入れ体制及び時間

- (1) 医療的ケアを行う園は、西の原保育園とする。
- (2) 受け入れ可能な児童は、満3歳以上とする。
- (3) 受け入れ人数は、若干名とする。
- (4) 受け入れ時間については、原則として平日（月曜～金曜日）の8時30分～16時30分までとし、保育園と保護者が同意の上決定する。
- (5) II-1入園相談の段階から、医療的ケア児等コーディネーターや児童の状況を把握する関係部署、関係機関と情報共有する。
- (6) 受け入れにあたっては、医療的ケアに係る書類を保護者が毎年度当初および状況が変わった時に西の原保育園に提出し、提出された書類に基づき毎年度利用の可否を市が確認することを内定の条件とする。
- (7) 保護者は、保育中の医療的ケアに必要な物品を保育園に提供し、使用後の物品については家庭に持ち帰り、処分するものとする。

II. 入所までの手続き

1 入園相談

- (1) 対象児童の入園に関する相談は、印西市健康子ども部保育幼稚園課で実施する。
- (2) 保育幼稚園課において、保育園で医療的ケアを受ける場合の手続きや留意点について説明を行う。
- (3) 保育幼稚園課は、西の原保育園および園長会に対し、相談内容等を共有する。

2 入園申請

- (1) 保護者は、入園希望月の3カ月前までに、入園申し込みに必要な書類に加え、「様式1 医療的ケア実施申込書」、「様式2 医療的ケア児の保育に関する同意書」、「様式3 医療的ケアに関する主治医意見書」、を提出する。
- (2) 保育幼稚園課は、提出された書類の写しを西の原保育園に提供する。

3 面接の実施

- (1) 保護者は、保育幼稚園課に申請書類提出後、西の原保育園と面接の日程調整を行うとともに、面接日に施設の見学等を行う。
- (2) 面接は、西の原保育園長、担当看護師、栄養士により実施し、市保育幼稚園課職員も同席する。面接において受け入れが困難と市が判断した場合は、受け入れが困難である理由を保護者に示し、次項に掲げる体験保育は実

施しないものとする。

4 体験保育の実施

- (1) 申込み児童に保護者が同伴し、西の原保育園において体験保育を実施する。体験保育には公立保育園長、担当看護師、栄養士、保育幼稚園課職員、必要に応じ関係機関職員が参加する。
- (2) 体験保育の実施にあたり、保護者から事前に保育上の留意事項等の有無を確認し、職員間で共有する。
- (3) 保護者から日頃の児童の様子、生活の状況、医療的ケアの手技について確認する。

5 保育園入所検討会

Ⅱの1～4までの情報をもとに、児童の健康・発達状態を踏まえ保育、医療の観点から保育園での集団保育の実施が可能か検討する。

保育幼稚園課、医療的ケア児等コーディネーターの他、西の原保育園関係者、必要に応じ他部署関係者も参加する。

6 利用調整等

- (1) 面接及び体験保育の実施の結果を踏まえ、集団保育が可能とされた児童について、印西市保育の利用に関する規則に基づき利用調整を行う。
- (2) 利用調整の結果、受け入れ可の判定となった場合には、保護者に対し内定通知を送付する。
- (3) 受け入れが困難な場合は、保護者に対し保留通知書を送付する。

7 内定通知後の書類作成等

- (1) 保護者は主治医に対し「様式4 医療的ケアの実施に関する指示書」の作成を依頼し、西の原保育園へ提出するとともに、「緊急時要援護者登録」を印西地区消防組合に対し行う。
- (2) 提出された医療的ケアの実施に関する指示書に基づき、西の原保育園で保護者と受け入れに関する面談を行う。
- (3) 西の原保育園は、「個別指導計画」、「日誌」等、保育を実施する上で必要な書類を作成する。担当看護師は「看護計画」、「看護日誌」等の必要書類を作成する。
- (4) 西の原保育園が作成した書類は、保護者が主治医に内容を確認してもらうとともに、必要に応じ園長、担当看護師等が同行し、主治医の指示や助言を仰ぐ。

8 入所前面談

- (1) 西の原保育園長及び担当看護師は、保護者から具体的な健康状態や医療的ケアの内容について聞き取り、保育環境等の検討、準備を行う。
- (2) 西の原保育園長及び担当看護師は、保護者同意の上、児童の医療機関受診に同行し、主治医等から保育園での医療的ケア実施に必要な情報提供、助言を受ける。
- (3) 西の原保育園園長、担当保育士及び担当看護師は、保護者に対し、園での具体的な支援方法を説明し、同意を得る。

Ⅲ. 西の原保育園での受け入れについて

1 医療的ケアの実施者

保育中の医療的ケアは、担当看護師が行うものとする。保育士等との2名以上で安全な保育を実施するものとする。

2 医療的ケアの実施体制

(1) 情報の共有

西の原保育園は、「申込書類一式」及び「医療的ケアの実施に関する指示書」の内容を確認し、主治医の助言を受け医療的ケアを実施する。医療的ケアに関する情報は、園長、担当看護師、保育士、栄養士、保育幼稚園課で共有する。また、園長は園内で医療的ケアが安全に行える体制を構築するものとする。

(2) 保育園関係者の役割

- ①園長は、医療的ケア児受け入れにあたっての総括的な責任者として担当看護師、保育士、主治医、園医等と連携し、対象児童の保育及び医療的ケアのマネジメントを行う。
- ②担当看護師は、保育士及び保護者と連携し、児童の健康状態を把握する。また、指示書に基づき「看護計画・日誌」等の必要な書類を作成し、保育士と相互に協力し、医療的ケアを実施する。
- ③保育士は、当該児童の心身の状態について十分把握できるよう、担当看護師等と協力し、事前に保護者及び主治医から当該児童に関する疾患及び医療的ケア等について説明を受け、児童の保育を行う。

(3) 実施環境の整備

- ①医療的ケアを実施する場所は、衛生面、安全面及び児童のプライバシー配慮に留意した適切な環境を整備する。
- ②児童が使用する医療的ケアの物品、備品等については、衛生的に保管、管

理する。

(4) 主治医との協力体制の確立

医療的ケアの実施にあたって、保護者と十分な打合せ等を行うとともに、必要に応じて主治医から指導・助言が受けられるよう協力体制の確立に努める。

(5) 園医との協力体制の確立

医療的ケアを必要とする乳幼児の保育を行う保育園にあっては園医からの指導、助言を受けられるようにするため、必要に応じ現状の説明等を行い、協力体制の確立に努める。

(6) 入園後のフォローアップ体制の構築

- ・関係機関は、保育幼稚園課の求めに応じ、医療的ケア児に関し必要な対応等への助言に努めるとともに、保健情報等を共有するなど必要な支援に努める。

- ・入園後も定期的にケアカンファレンス(仮称)を実施し、安全に医療的ケアが行えているか確認し、必要な対策を講じる。

- ・就学に向けた支援を実施するため、4歳児以降のケアカンファレンス(仮称)には必要に応じて教育委員会の出席を求め連携する。

3 緊急時対応

(1) 緊急時の対応について事前作成するとともに、保護者に十分に説明し、同意を得ておく。

(2) 体調の急変等の緊急時に際しては、園長の指示のもと、児童の状況を連携先である医療機関及び保護者に連絡し、必要に応じて救急搬送する。

(3) 保護者は、児童の体調が悪化した等の理由により、園が保育の継続が困難と判断した場合には、保育園等からの連絡により、利用時間の途中であっても保護者等が児童の引き取りをする。病院搬送時には病院に直行する。

IV. 保護者の了承事項

1 保育利用について

保育の利用日、利用時間は、月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の保育短時間区分(8時30分～16時30分)の範囲内で、保育を必要とする時間とする。土曜日及び延長保育については、利用できない。

なお、実際の預かり時間については、医療的ケア児の状況や園の状況を踏まえ、園と保護者が同意の上決定する。

2 慣らし保育について

児童が新しい環境に慣れると共に医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登園し、保育に参加すること。期間及び保育時間については、保育園等と相談の上定めることとし、児童の様子や状態によっては、この間の保育時間の短縮や期間の延長・短縮を行う場合がある。

3 体調管理及び保育の利用中止等

- (1) 止むを得ない事情により、医療行為を行なう看護師等が勤務できない場合には、あらかじめ保護者に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者等に付き添いをお願いする。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができない。
- (2) 登園前に健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育を利用しないこと。
- (3) 発熱、下痢、嘔吐、痙攣等の体調不良の場合、熱がなくても感染の疑いがある場合は、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。また、体調不良により、保育園が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による児童の引き取りをお願いすることがあること。
- (4) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、園内で感染症が一定数以上発症した場合には、保育園からの情報により、保護者が保育を利用するかどうか判断すること。
- (5) 保育園が必要と認める時には、主治医等を受診すること。なお、その費用は保護者の負担となること。
- (6) 児童の病態の変化等により、保育園が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合で、園として安全の確保が困難等の理由により対応不可と判断した場合には、原則として退園となること。
- (7) 保育園の人員、施設又は設備の状況により、当該保育園での児童の受け入れができなくなる場合があること。

4 緊急時及び災害時の対応等

- (1) 児童の症状に急変が生じ、緊急事態と園が判断した場合、その他必要な場合には、園は事前に確認をしている医療機関に連絡をとり、必要な措置を講じること。同時に児童の保護者等に連絡を行うこと。また、保護者等へ連絡する前に児童を医療機関等に搬送し、受診または治療が行われることがあるこ

と。それに伴い生じた費用は保護者等の負担となること。

- (2) 挿入物の事故抜去等の緊急時は、保護者および主治医と事前に対応を協議し、作成済みのフローシートに沿って対応すること。
- (3) 災害時対策として、万が一災害時に保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、1日分の薬と食事（経管栄養の場合は栄養剤）を保育園へ持参すること。医療的ケアの使用物品もストックしておくこと。

5 情報の共有等

- (1) 医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について園長、担当看護師、保育士等で共有すること。また、必要に応じて、保護者同意の上、専門機関等に意見を求め共有すること。
- (2) 市からの求めに応じて、保護者から主治医に「意見書」及び「指示書」等の記載を求め、市に提出すること。その内容は、児童の様子を把握するために使用するほか、緊急時対応のため主治医医療機関以外の医療機関に情報提供する場合があること。
- (3) 児童の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは他児とその保護者に共有する場合がある。児童本人がどう受け止めているかを考慮したうえで、伝え方については事前に園と保護者で共有する。